

学校感染症による出席停止について

医師の診察により下記の病気の診断を受けた場合は、学校保健安全法に基づき、感染のおそれがある期間は出席停止となります。登校に際しては、下記の登校許可証明書を医師に記入して頂き学校へ提出してください。氏名欄は各自で記載し、医師に提出してください。

なお、証明書発行にかかる料金は自己負担です。

キ リ ト リ

登校許可証明書

学校名	富山医療福祉専門学校
氏名	_____ 学科 _____ 学籍番号 _____ 氏名 _____
病名：_____	
出席停止期間：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日～平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
上記の疾患は治癒または感染のおそれがなく、登校してよいことを証明します。	
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
住所	
医療機関名	
医師名	
(印)	

(注) この証明書は、感染症による出席停止の際の証明にのみ用いるものとする。

<参考> 学校保健安全法施行規則第 18 条 学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりとする。

第 1 種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、鳥インフルエンザ(H5N1)

第 2 種 インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核

第 3 種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症